

福岡県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県介護事業所等に対するサービス継続支援事業（以下「本事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）に対する支援を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付を受ける者（以下「事業者」という。）は、福岡県内に所在し、次の各号に掲げる介護事業所等の事業を行う者であって、申請日時点で当該事業を継続している者とする。

- (1) 訪問介護事業所
- (2) 訪問入浴介護事業所
- (3) 訪問看護事業所
- (4) 訪問リハビリテーション事業所
- (5) 通所介護事業所
- (6) 通所リハビリテーション事業所
- (7) 特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）
- (8) 福祉用具貸与事業所
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (10) 夜間対応型訪問介護事業所
- (11) 地域密着型通所介護事業所
- (12) 認知症対応型通所介護事業所
- (13) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (14) 認知症対応型共同生活介護事業所
- (15) 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）
- (16) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (17) 居宅介護支援事業所
- (18) 介護老人福祉施設
- (19) 介護老人保健施設

- (20) 介護医療院
- (21) 地域密着型介護老人福祉施設
- (22) 短期入所生活介護事業所
- (23) 養護老人ホーム
- (24) 軽費老人ホーム

(補助金対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は、介護事業所等が介護サービスを円滑に継続するために必要な費用及び災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用とし、次の各号に掲げるものとする。

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

- ア 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所における移動に伴い必要となる経費（燃料費、有料道路通行料等）
- イ 猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費（ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウォッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スタッドレスタイヤ等）
- ウ 入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費
- エ 居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費（業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等）

(2) 災害備蓄等への対応

- ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
- イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
- ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費
- エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
- オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

2 前項の補助金対象経費は、令和8年3月13日以降に購入した費用を対象とする。

3 この補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

4 取得価格が30万円未満のものに限る。

(補助金の対象除外)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 他の国庫補助金等で措置されているもの
- (2) その他知事が事業として適当ではないと認める費用

(交付額の算定)

第6条 この補助金の交付額の算定方法は、介護事業所等の規模等を踏まえ、別表に基づき、県の予算の範囲内で補助する。

2 1 介護事業所等当たりの申請回数は1回に限る。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が判明した場合には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告し、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) 事業者は、この補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国庫補助金等を受けてはならない。

(交付の除外条件)

第8条 この補助金の交付申請をしようとする介護事業所等が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている者
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
 - イ 暴力団員が実質的に運営している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - キ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。）第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、条例第22条の規定に基づく勧告を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - ク 条例第23条第1項の規定に基づく事実の公表を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - ケ 条例第25条第1項第3号の規定により拘禁又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (4) 事業者（役員等及び実質的に運営しているものを含む）が、前3号のいずれかに該当することとなった者

(申請手続)

第9条 この補助金の交付の申請は、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を別に指示する期日までに知事に提出して行うものとする。

- 2 複数の介護事業所等を有する事業者については、福岡県に所在する介護事業所等について、一括して申請することができる。
- 3 福岡県補助金等交付規則第13条に規定する実績報告は、第1項に規定する実績報告書（様式第1号）の提出をもってなされたものとみなす。

(交付決定等)

第10条 知事は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書を受理した場合、その内容を審査し、助成の対象となる介護事業所等であるかの確認を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定の上その額を確定し、交付決定(額の確定)通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「検査等」という。)ができるものとする。

3 事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(交付の取消及び補助金の返還)

第11条 知事は、補助金の交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命ずることができる。この場合において、取消しにより申請者に損害があっても、知事はその損害の責めを負わないものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附則

この要綱は、令和8年3月13日から施行する。